

京都コンサートホールの非公募について

- ① 京都コンサートホールは、その設置目的を「音楽芸術の振興及び音楽を通じた国際交流の発展に資する」こととし、京都市交響楽団（以下「京響」という。）のフランチャイズホールとして「京都市交響楽団による演奏会の開催その他音楽に関する活動の企画及び実施」等の事業を行う施設である。
- ② この施設の運営に当たっては、京響が市民に愛され世界に誇れるオーケストラとなることを目指すこととした京響条例（令和 2 年 4 月 1 日施行）に沿った取組を行っていくことが求められる。
- ③ このような政策目的を実現するためには、ホールの管理運営というハードと、京響の事業運営というソフトの一体的な運用により、音楽を通じた京都のひと・まちづくりを進めていくことが必要である。
- ④ 現時点で、上記の条件を満たす団体として、ホールの管理運営に関する豊富な実績とクラシック音楽に係る幅広いネットワークを有するとともに、平成 21 年度から京響の事業運営を担い、令和 2 年度からは京響楽団員がその職員として所属する公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「音芸財団」という。）が運営を担うことが最も合理的かつ効率的である。
- ⑤ これまでの運営状況についても、ホールの管理運営と京響事業の一体的なマネジメントにより、集客力の強化や、機動的かつ多彩な事業展開等、音楽を通じた京都のひと・まちづくりを効果的に推進している。
- ⑥ 以上のとおり、京都コンサートホールの設置目的を達成するために必要なこの一体的な運用は合理的かつ効率的、加えて、より一層不可欠なものとなっていることから、今回も非公募とし、音芸財団を指定管理者候補とする。